

様式第5号（第4条関係）

舞議 第76号  
令和7年11月14日

市民オンブズマンまいづる  
森本 隆 様  
古田 徹 様

舞鶴市議会  
議長 肝付 隆治



行政文書の存否を明らかにしない決定通知書

令和7年10月31日付けの行政文書の開示請求について、舞鶴市情報公開条例第8条の規定により、次のとおり行政文書の存否を明らかにしないことを決定したので通知します。

行政文書の件名又は内容	京都府地方税機構または税務署が、舞鶴市に対し、市議会議員の給与に関する「支払い状況の調査」「給与差押え」「照会」等を目的として送付した文書
存否を明らかにしない理由	議員個人の所得や税に関する情報は、舞鶴市情報公開条例第5条第1号の個人情報に該当し、その存否を明らかにすることは、議員のプライバシーや名誉を不当に侵害する恐れがあることから、当該文書の存否については明らかにいたしません。
担当部課等	議会事務局総務課 電話番号 0773-66-1060 (内線)
備考	

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、舞鶴市議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、舞鶴市を被告として(訴訟において舞鶴市を代表する者は舞鶴市議会議長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。



様式第1号（第3条関係）

令和7年10月31日

舞鶴市議會議長様

住 所 京都府舞鶴市喜多1105-40

佛DIY STYLE 内事務局

請求者（連絡先） 氏 名 市民オンブズマンまいづる  
森本 隆、吉田徹

電話番号 090-8657-9128

### 行政文書開示請求書

舞鶴市情報公開条例第4条第1項の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。

請求に係る行政文書の件名又は内容	京都府地方税機構および税務署から舞鶴市に送付された「給与支払い調査」等に関する文書の情報公開請求  請求内容：京都府地方税機構または税務署が、舞鶴市に対し、市議会議員の給与に関する「支払い状況の調査」「給与差押え」「照会」等を目的として送付した文書  ・ 文書の種類としては、「調査依頼文書」「照会文書」「差押通知書」などが該当するもの ・ 宛先が舞鶴市担当課または市議会事務局であるもの ・ 対象期間は、2022年4月1日から2025年10月31日までに作成・受領した文書  対象となる市議会議員の個人名が含まれている場合には、必要に応じて黒塗り等での対応をお願いします
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付（送付希望の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無）
請求に係る行政文書の開示が公益上必要がある理由	本請求の目的は、当該調査・照会・通知が行われた事実およびその内容を把握することにあります。
※受付年月日	令和7年10月31日
※担当部課等	議会事務局 担 組務 課 電話番号 0773-66-1060 (内線 )
※備考	

事務連絡  
令和7年11月4日

市民オンブズマンまいづる

森本 隆 様

古田 徹 様

舞鶴市議会事務局総務課長

行政文書開示請求書の受付について

令和7年10月31日付けの標記請求書につきましては、当課にて受付けをしましたので、その写しを送付いたします。

なお、本請求に係る開示、不開示等の決定は、原則、令和7年11月14日までに行い、その旨当課より連絡しますとともに、その際、必要に応じて開示日時等の調整をさせていただきますので、ご了承願います。